

## 軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）変更届提出書類一覧

【設置者が社会福祉法人の場合用】

### ■届出について

- ・変更の日から1か月以内に届出を行ってください。（社会福祉法第63条）
- ・届出方法が来庁のものについては、事前に電話で日時をご予約のうえ、持参してください。
- ・届出方法が郵送となっているものについては、返信用封筒に必要分の切手を貼って、返送先住所・宛名を明記した上で同封してください。当課から返送する書類は、変更届1通につきA4用紙2枚程度です。受領証と変更届出書の写しの返送には、提出から1～2ヶ月程度時間を要する場合がありますのであらかじめご了承ください。なお、返信用封筒の添付が無い場合は、受領証と変更届出書の写しは返送しませんのでご注意ください。

### ■提出書類及び届出方法（以下のとおり）

- ・来庁と郵送の二つの変更届出が必要となる場合は、来庁して一括で届出してください（連絡票と返信用封筒の提出は不要）。
- ・内容によっては必要となる書類が変わることがあります。

変更事項	届出方法	提出書類
施設の名称及び種類  ＊施設の移転は事前協議が必要です	来 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽費老人ホーム事業変更届出書（様式第13号）</li> <li>・理由書（任意様式）</li> </ul>
施設の所在地（住居表示の変更）  ＊定款等も変更する場合は併せて届出要	郵 送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽費老人ホーム事業変更届連絡票、返信用封筒</li> <li>・軽費老人ホーム事業変更届出書（様式第13号）</li> </ul>
設置者の名称  ＊定款等も変更する場合は併せて届出要	郵 送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽費老人ホーム事業変更届連絡票、返信用封筒</li> <li>・軽費老人ホーム事業変更届出書（様式第13号）</li> <li>・法人の履歴事項全部証明書の写し</li> </ul>
設置者の所在地  ＊定款等も変更する場合は併せて届出要	郵 送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽費老人ホーム事業変更届連絡票、返信用封筒</li> <li>・軽費老人ホーム事業変更届出書（様式第13号）</li> <li>・法人の履歴事項全部証明書の写し</li> </ul>
設置者の代表者の氏名  ＊定款等も変更する場合は併せて届出要	郵 送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽費老人ホーム事業変更届連絡票、返信用封筒</li> <li>・軽費老人ホーム事業変更届出書（様式第13号）</li> <li>・法人の履歴事項全部証明書の写し</li> <li>・理事長の経歴書（参考様式3）</li> </ul>
定款その他基本約款  ＊軽費老人ホームに関する変更のみ届出要	郵 送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽費老人ホーム事業変更届連絡票、返信用封筒</li> <li>・軽費老人ホーム事業変更届出書（様式第13号）</li> <li>・定款その他基本約款の写し</li> <li>・法人の履歴事項全部証明書の写し</li> </ul>
建物その他の設備の規模及び構造  ＊事前協議が必要です	来 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽費老人ホーム事業変更届出書（様式第13号）</li> <li>・変更後平面図（施設全階）</li> </ul> <p style="text-align: center;">★変更の内容により次の書類も添付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ナースコール配置図面</li> <li>・各室面積表（参考様式6）</li> <li>・施設の設備の概要（参考様式7）</li> </ul>

変更事項	届出方法	提出書類
施設の管理者（施設長）の氏名	郵 送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽費老人ホーム事業変更届連絡票、返信用封筒</li> <li>・ 軽費老人ホーム事業変更届出書（様式第13号）</li> <li>・ 施設長の経歴書（参考様式2）</li> <li>・ 施設長の資格を証する書類（写し）※ ※ 次の①～⑤のいずれか           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会福祉主任用資格</li> <li>② 社会福祉士</li> <li>③ その他社会福祉法第19条第1項各号の いずれかに該当</li> <li>④ 社会福祉事業に2年以上従事</li> <li>⑤ 上記①～④と同等以上の能力を有する</li> </ul> </li> </ul>
施設の実務を担当する幹部職員の氏名 (法人役員の氏名)	郵 送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽費老人ホーム事業変更届連絡票、返信用封筒</li> <li>・ 軽費老人ホーム事業変更届出書（様式第13号）</li> <li>・ 法人の役員の経歴書（参考様式4）</li> </ul>
福祉サービスを必要とする者に対する 処遇の方法 <u>（サービスの提供に要する費用及び生活費の改定によるものを含む）</u>	郵 送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽費老人ホーム事業変更届連絡票、返信用封筒</li> <li>・ 軽費老人ホーム事業変更届出書（様式第13号）</li> <li>・ 運営規程（参考資料1－1又は1－2）</li> <li>・ 入所に関する契約書（変更がある場合のみ）</li> </ul> <p>※サービスの提供に要する費用及び生活費を改定する場合は事前に<b>本市健康寿命推進室（長寿・介護保険課）</b>に確認を行ってください。</p>
施設のメールアドレス	メール	当課のメールアドレス宛てに、①施設名、②サービス種別（軽費老人ホーム／ケアハウス）、④変更したメールアドレスを報告してください。

\*（介護予防）特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームは、軽費老人ホームの変更届とは別に、介護保険法上の変更届が必要となる場合があります。

【提出先・問合せ先】
〒573-8666
枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市役所 福祉指導監査課 介護事業者グループ
電 話：072-841-1468（直通）
F A X：072-841-1322
E-mail：fshidou@city.hirakata.osaka.jp